

中小企業様対象 経営計画作成のご提案



経営力向上計画
経営革新計画
先端設備等導入計画

2019年5月
野本中小企業診断士事務所

目次

1. 経営計画作成のメリット
2. 経営力向上計画
3. 経営革新計画
4. 先端設備等導入計画
5. 弊社支援内容

1. 経営計画作成のメリット

□ 経営計画作成する大きなメリットは以下の3点になります。

① **自社について客観的に見ることが出来ます**

② **大局的に会社の将来を考えられます**

⇒ **自社の強みを活かし、弱みを補強する最適の戦略が考えられます**

③ **社内に経営陣の考えていること、会社の進もうとしている方向を示せます**

⇒ **社員が自身の将来の姿が見え、採用、定着率が向上します。**

1. 経営計画作成のメリット

- プラス、今回ご紹介する経営計画の作成には以下のような追加のメリットがあります。

	提出先	税制メリット	金融メリット	法的メリット	補助金メリット
経営力向上計画	国(各大臣) (中小企業等経営強化法)	設備投資の税額控除有り 土地・建物取得時の登録免許税等の特例	日本政策金融公庫、商工中金等による低利融資等	許認可承継、組合発起人数等の特例	加点項目
経営革新計画	各都道府県		中小企業信用保証法の特例、日本政策金融公庫の特別利率等	特許関係料金減免制度	加点項目 補助率アップ
先端設備等導入計画	各市区町村	固定資産税の特例	信用保証協会法の特例		加点項目 補助率アップ

中小企業の定義

- 中小企業、小規模企業の定義は以下になります。
- 中小企業基本法、小規模支援法、中小企業等経営強化法
- 税法上の定義とは異なります。
- また各施策により定義が異なる場合もありますので、ご注意ください。

業種	資本金(以下)	従業員数(以下)
製造・建設・運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業	5000万円	100人
小売業	5000万円	50人
*ゴム製品製造業	3億円	900人
*ソフトウェア・情報サービス業	3億円	300人
*旅館業	5000万円	200人

小規模事業者業種	従業員数(以下)
製造業その他	20人
商業(卸・小売・飲食)・サービス業	5人

(参考)税法上の中小企業

資本金1億円以下

* 政令指定業種

経営力向上計画



2. 経営力向上計画①

- 中小企業・小規模事業者等の経営力向上支援策。
- 経営力向上計画を作成し、国の承認を受けると、税制、金融支援等の措置を受けることができます。
- 中小企業等経営強化法：平成28年7月施行
- 実績：平成30年8月31日現在 **68,532件認定**
- 対象者

		・会社または個人事業主 ・医療、歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）	・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人
資本金	右欄の上下のどちらかで判断	10億円以下	2,000人以下
従業員数		2,000人以下	

2. 経営力向上計画②

□ 3～5年の計画作成

事業によって目標が異なるので注意してください。各数値以上。

	目標とする指標	3年計画	4年計画	5年計画
製造業	労働生産性	+1%	+1.5%	+2%
	売上高経常利益率	+3%	+4%	+5%
	付加価値額	+1%	+1.5%	+2%
卸・小売業	労働生産性			+2%
外食・中食	労働生産性	+1%	+1.5%	+2%
旅館業	労働生産性	+1%	+1.5%	+2%

□ 申請から認定まで約30～45日掛ります。

2. 経営力向上計画③

□ 制度利用のポイント

(1) 申請様式は3枚だけ

- ①企業概要、②現状認識、③計画の目標と程度を測定する指標
- ④計画の内容

(2) 計画策定をサポートする仕組み

認定支援機関(商工会議所、商工会、中央会、地域金融機関、士業等)による計画策定の支援が受けられます。

(3) 計画実行のための3種類の支援措置

- ①税制支援
- ②金融支援
- ③法的支援
- ＋補助金支援

2. 経営力向上計画④

□ 支援措置の内容

(1) 税制支援

① 中小企業経営強化税制

設備投資について、即時償却または取得価格の**10%の税額控除**が選択適用できます。(資本金3000万円超1億円以下は7%)

2021年3月31日までに行われた設備投資:(A)生産性向上、(B)収益力強化

② 事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例

* 経営力向上計画認定を必要としない**中小企業対象税務特例**

① 中小企業投資促進税制: 30%特別償却または税額控除7%

② 商業・サービス業活性化税制: 30%特別償却または税額控除7%

* 資本金3000万円超の企業は30%特別償却のみ

2. 経営力向上計画⑤

(2) 金融支援

- ①日本政策金融公庫による低利融資
- ②商工中金による低利融資
- ③中小企業信用保険法の特例
- ④中小企業投資育成株式会社法の特例
- ⑤日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット
- ⑥中小企業基盤整備機構による債務保証
- ⑦食品流通構造改善促進機構による債務保証

(3) 法的措置

- ①合併/会社分割、事業譲渡、事業協同組合等設立時の特例

(4) ものづくり補助金の加点項目

2. 経営力向上計画⑥

(2) 金融支援の例

① 日本政策金融公庫による低利融資(基準金利は平成29年6月現在)

	中小企業事業	国民生活事業
貸付限度	7億2千万円(2億5千万円)	7,200万円(4,800万円)
貸付利率	基準利率(1.21%)より▲0.9%	基準利率(1.76%)より▲0.9%
貸付期間	設備資金:20年以内、運転資金:7年以内(据置期間:2年以内)	

③ 中小企業信用保険法の特例

対象	通常	別枠
普通保証	2億円	2億円
無担保保証	8,000万円(内特別小口:2,000万円)	8,000万円(同:2,000万円)

④ 中小企業投資育成株式会社法の特例

通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社(中小企業)も中小企業投資育成(株)から投資を受けられます。

2. 経営力向上計画⑦

- ❑ 中小企業庁－経営力向上計画のページ: 申請書一式ダウンロードできます
業界別に記入例がありますので、参考にしてください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

- ❑ **経済産業省・関東経済産業局－申請書一式がダウンロードできます**

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kojokeikaku_shinsei.html

The screenshot shows the homepage of the Kanto Economic Industrial Agency. At the top, there is a navigation bar with links for '意見・ご要望' (Opinion/Request), 'ご相談窓口' (Consultation Window), and '関東経済産業局のご案内' (Introduction to Kanto Economic Industrial Agency). Below this is a search bar and a menu with links for 'トップページ' (Top Page), '申請・届出' (Application/Notification), '補助金・委託費' (Subsidy/Commission Fee), '施策のご案内' (Introduction to Policies), 'イベント' (Event), '入札・調達' (Bidding/Purchasing), and '統計' (Statistics). The main content area is titled '経営力向上計画の申請について' (About the Application for the Business Power Enhancement Plan). It contains a notice section with the following information:

- 経営力向上計画に係る固定資産税の特例措置は平成31年3月31日をもって終了しますので御注意下さい。
[経営力向上計画に係る固定資産税の特例措置の終了について（中小企業庁のサイトへ）](#)
- 事業承継に係る支援措置の適用を希望される方は中小企業庁のサイトを御覧下さい。
[中小企業庁のサイトはこちらより御確認下さい](#)
- これまでExcelで申請書を作成した場合、郵送とは別に専用メールアドレス宛にExcelファイルをメール送信していただいていたが、メール送信は不要となりました(平成30年10月26日付け)。
- [経営力向上設備等のうち収益力強化設備（B類型）についてはこちらを御覧下さい。](#)

At the bottom, there are links for '1. 提出書類一覧' (List of Submission Documents), '2. 作成から提出までの流れ' (Flow from Creation to Submission), and 'STEP1: 申請様式を入手する' (STEP1: Obtain the Application Form).

2. 経営力向上計画⑧

- 申請書(ワード、エクセル)、説明用資料がダウンロードできます。
- 記入例もダウンロードできます。

2. 申請書作成から提出までの流れ

申請書作成から提出までにはSTEP1～STEP3まであります。

STEP1 STEP2 STEP3

STEP1: 申請様式を入手する

以下のいずれかの方法により申請書を入手してください。

■ Wordによる申請書の作成を希望される方

<新規申請の場合>

以下より申請書(様式第1) 及び申請書提出用チェックシートをダウンロードしてください。

- 申請書(様式第1)(WORD:35KB)
- 申請書提出用チェックシート(EXCEL:45KB)

<変更申請の場合>

以下より変更申請書(様式第3)、変更申請書チェックシート及び実施状況報告書をダウンロードしてください。

- 変更申請書(様式第3)(WORD:35KB)
- 変更申請書チェックシート(EXCEL:40KB)
- 実施状況報告書(WORD:20KB)

■ Excelによる申請書の作成を希望される方

<新規申請・変更申請>

以下より申請様式をダウンロードしてください。

- 申請様式(EXCEL:1,567KB)

※関東経済産業局に申請される場合のみ利用できます。

※以下の場合、Excelによる申請様式は利用できません。

- ローカルベンチマークに正しく数値を入力できない場合(直近2期分の決算数値の入力が必要です。)
- 平成29年3月14日以前にExcelによる申請様式で認定を受けた方で変更申請をする場合

STEP1 STEP2 STEP3

STEP2: 申請書を作成する

以下の資料を必ず御確認の上申請書を作成してください(中小企業庁のサイトへ移動します)。

- 経営力向上計画策定の手引き
- 経営力向上計画策定の留意事項
- 経営力向上計画記載例
- 製造業に係る経営力向上計画記載例
- 卸売・小売業に係る経営力向上計画記載例
- 石油・ガス・電力・小売業に係る経営力向上計画記載例

<申請書を作成する際のよくある間違い>

下記を必ず御確認の上、間違いのないよう作成してください。

- 申請日について
関東経済産業局に書類が到着した日付と申請日が大きく乖離していると、申請書を受理することができない可能性がありますので御注意下さい(申請日はポストに投函する日付にするなど)。
- 「3.実施時期」欄について
計画の実施期間は、3、4、5年のいずれかで設定する必要があります。また、計画開始時期は申請日から2か月までしか過ぎできませんので御注意下さい。
- 「8.経営力向上設備等の確保」欄について
本欄に記載をするためには工業会等の証明書もしくは経済産業局の確認書が必要です。
税制措置を希望される場合には、原則として、設備取得前に認定を受ける必要があります。例外的に設備取得後の申請である場合、設備取得日から60日以内に申請書が所管の省庁に受理されることが必要です。
- チェックシートについて
チェックシートは提出が必須です。
また、申請書に不備があった場合、記載されているメールアドレス宛に御連絡しますので忘れずに記載してください。
- 重複申請について(既に認定を受けている方は御注意下さい)
過去に認定を受けている方で、計画の実施期間内に取組内容や設備の追加等の変更がある場合、変更様式で提出していただきます。
間違っって新規様式で提出をすると、重複申請となり変更様式で再提出していただくことになりますので御注意下さい。
- 返送先について
返信用封筒を同封していただきますが、返送先は「申請書に記載した住所」を記載してください。
なお、例外的に返送先を経営革新等支援機関の住所にする場合は、封筒に「〇〇株式会社」と記載するとともに、チェックシート下段に経営革新等支援機関である旨(機関名、担当者、連絡先)を必ず記載してください。

2. 経営力向上計画⑨

- 申請書作成の流れから提出先、問い合わせ先まで記載されています。

STEP1

STEP2

STEP3

STEP3:申請書を提出する

■ 提出先が不明な場合は、[中小企業庁サイトの事業分野と提出先](#)にて提出先を御確認下さい。
それでも不明な場合は下記までお問い合わせ下さい。

経営力向上計画相談窓口（中小企業庁 事業環境部 企画課）
電話：03-3501-1957（平日9:30-12:00、13:00-17:00）FAX：03-3501-7791

■ 提出先が関東経済産業局の場合、申請書類一式を下記の住所・宛先まで御郵送下さい。
提出書類が揃っていることを再度御確認下さい。

住所：〒330-9715
埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1さいたま新都心合同庁舎1号館
宛先：関東経済産業局 中小企業課宛

なお、受領確認は行っていないので追跡可能な方法（レターパックや簡易書留等）での郵送を推奨しています。

また、認定手続きには、不備がない状態で30日程度（共管の場合には45日程度）要します。不備がある場合には、手続きが長期化する場合がありますので余裕をもった申請をしてください。

3.お問い合わせ先

○経営力向上計画の制度全般についての御質問
中小企業庁 事業環境部 企画課
電話：03-3501-1957（平日9:30-12:00、13:00-17:00）FAX：03-3501-7791

○税制措置についての御質問
中小企業税制サポートセンター
電話：03-6281-9821（平日9:00-17:00）
中小企業庁 事業環境部 財務課
電話：03-3501-5803（平日9:30-12:00、13:00-17:00）

○経営力向上計画の申請書作成にあたっての御質問
関東経済産業局 産業部 中小企業課
電話：[048-600-0338](tel:048-600-0338)（平日9:30-12:00、13:00-17:00）FAX：[048-601-1294](tel:048-601-1294)

2. 経営力向上計画⑩

- 手引き: 申請書の記入方法等詳細が記載されています。

STEP1STEP2STEP3

STEP2: 申請書を作成する

以下の資料を必ず御確認の上申請書を作成してください(中小企業庁のサイトへ移動します)。

経営力向上計画策定の手引き

税制措置・金融支援活用の手引き

経営力向上計画記載例

製造業に係る経営力向上計画記載例

卸売・小売業に係る経営力向上計画記載例

石油卸売・燃料小売業に係る経営力向上計画記載例

<申請書を作成する際によくある間違い>

下記を必ず御確認の上、間違いのないように作成してください。

申請日について

関東経済産業局に書類が到着した日付と申請日が大きく乖離していると、申請書を受理しますので御注意下さい(申請日はポストに投函する日付にするなど)。

「3.実施時期」欄について

計画の実施期間は、3、4、5年のいずれかで設定する必要があります。また、計画開始時及できませんので御注意下さい。

「8.経営力向上設備等の種類」欄について

本欄に記載をするためには工業会等の証明書もしくは経済産業局の確認書が必要です。税制措置を希望される場合には、原則として、設備取得前に認定を受けることが必要です。ある場合、設備取得日から60日以内に申請書が所管の省庁に受理されることが必要です。

チェックシートについて

チェックシートは提出が必須です。また、申請書に不備があった場合、記載されているメールアドレス宛に御連絡しますので必ず記載してください。

重複申請について(既に認定を受けている方は御注意下さい)

過去に認定を受けている方で、計画の実施期間内に取組内容や設備の追加等の変更がある場合、変更様式で提出していただきます。間違っって新規様式で提出をすると、重複申請となり変更様式で再提出していただくことになりますので御注意下さい。

返送先について

返信用封筒を同封していただきますが、返送先は「申請書に記載した住所」を記載してください。なお、例外的に返送先を経営革新等支援機関の住所宛にする場合は、封筒に「〇〇株式会社」と記載するとともに、チェックシート下段に経営革新等支援機関である旨(機関名、担当者、連絡先)を必ず記載してください。

中小企業庁

平成30年11月30日版

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁のサイトに掲載されている最新版をご確認ください。

- 中小企業等経営強化法 -

経営力向上計画
策定の手引き

目次

1. 経営力向上計画の概要

(1) 制度の概要・・・P.1

(2) 制度利用のポイント・・・P.1

(3) 制度適用の流れ・・・P.2

(4) 中小企業者等の範囲・・・P.3

2. 手続き方法

(1) 経営力向上計画の策定・・・P.4

申請様式の記載方法

(2) 経営力向上計画の申請・・・P.9

(3) 変更申請・・・P.10

3. よくあるご質問・・・P.11

4. ホームページ・問い合わせ先・・・P.16

中小企業庁

平成30年11月30日版

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁のサイトに掲載されている最新版をご確認ください。

中小企業等経営強化法に基づく
支援措置活用の手引き
(平成30年度税制改正対応版)

目次

1. はじめに

中小企業等経営強化法に基づく
支援措置・・・P.1

2. 税制措置

① 固定資産税の特例

(1) 制度の概要・・・P.2

(2) 適用手続き・・・P.4

② 中小企業経営強化税制

(1) 制度の概要・・・P.7

(2) 適用手続き・・・P.8

A類型:生産性向上設備・・・P.8

B類型:収益力強化設備・・・P.10

③ 事業承継等に係る登録免許
税・不動産取得税の特例

(1) 制度の概要・・・P.13

(2) 適用手続き・・・P.14

3. 金融支援

(1) 各種金融支援の概要・・・P.15

(2) 適用手続き・・・P.17

4. 法的支援

(1) 各種法的支援の概要・・・P.17

(2) 適用手続き・・・P.18

5. ホームページ・問い合わせ先
・・・P.22

2. 経営力向上計画①

ページ①

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

＜2. 事業分野と事業分野別指針＞

- 「事業分野」欄は、計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類を確かなるうえ、該分野の「中分類(2桁)」と「細分類(4桁)」コードを記入してください。複数の分類が該当する計画の場合は、列記してください。
- 「事業分野別指針」欄は、計画に係る事業の属する事業分野における事業分野別指針を記載します。事業分野別指針が定められていない場合には空欄としてください。

＜3. 実施期間＞

- 計画開始の月から起算して、①3年(36ヶ月)、②4年(48ヶ月)、③5年(60ヶ月)のいずれかの期間を設定して記載してください。
- 計画の進捗と申請は2ヶ月を限度とします(8. 経営力向上計画等の取組は実施期間内に行われる必要があります。)。なお、事業継続等に関する支援措置を利用する場合には、進捗申請はできません。

＜4. 現状説明＞

- ①欄は、自社の事業等について記載してください。また、事業分野別指針において、「6. 経営力向上の内容」について、現状別に取組内容や取組の数が指定されている場合、自社のどの取組に該当するかを明記してください。
- ②欄は、顧客の数や主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載してください。
- ③欄は、企業の規模や能力・改善可能性に応じて可能な範囲で分析し、記載してください。上記の分析にあたっては、財務状況の分析ツール「ローカルベンチマーク」等をご活用ください。

＜5. 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標＞

- 事業分野別指針を基に、指標の種類を選び、経営力向上計画の実施期間に示した伸び率を記載してください。
- 基本方針にしたがって策定する場合は、「労働生産性」を指標として記載してください。
- 原則として、「A 現状」は計画開始直前の決算(実績)、「B 計画終了時の目標」は計画終了直前決算(目標)を基に計算してください。
- 「A 現状」について、決算一過を越えていない場合は合理的な算出方法で現状値を求めてください。
- 事業継続等により事業を譲り受けるために新たに会社を設立するような場合等、計画提出時に申請者の実績がなく、選択した指標の計算ができない場合には、承認する事業の実績を基に計算してください。

【指標の計算について】

労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量 (労働者数又は労働者数 × 1人当たり年間就業時間)

※なお、ローカルベンチマークで算出される労働生産性は、計算式が異なるのでご注意ください。

※伸び率の計算式の分母Aは絶対値です。

5

2. 経営力向上計画の策定

- ①「日本標準産業分類」で、該当する事業分野を確認
<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukaib/TopDisp.do?bKind=10>
 ※計画書に記載する必要がありますので、上記サイトで自社の事業分野を検索してご確認ください。
- ② 事業分野に対応する事業分野別指針を確認
 - 「事業分野別指針」が策定されている事業分野(業種)については、当該指針を踏まえて策定いただく必要があります(策定されていない事業分野は「基本方針」)
 - 「事業分野別指針」「基本方針」は以下のURLからダウンロードできます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiji/kyoka/kihonhoushin.html>
- ③ 事業分野別指針(または基本方針)を踏まえて経営力向上計画の策定(記載方法はP. 4～)

日本標準産業分類(平成25年(2013年)10月改定)

製造業 > 金属製品製造業 > 金属異形材製品製造業

すべて表示 (分類を絞りしないで一覧表示します)

分類コード	項目名	
2451	アルミニウム・銅合金・プレス製品製造業	Info
2452	金属プレス製品製造業(アルミニウム・銅合金を除く)	Info
2453	粉末や金製品製造業	Info

トップページ ▶ 経営サポート ▶ 経営強化法による支援 ▶ 事業分野別指針及び基本方針

事業分野別指針及び基本方針

1. 事業分野別指針について

1-1. 概要

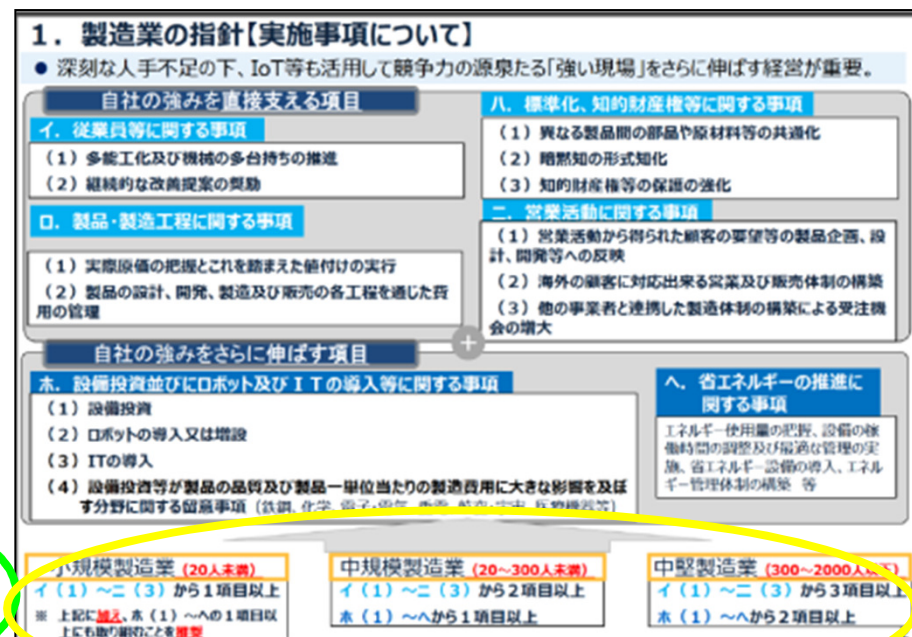
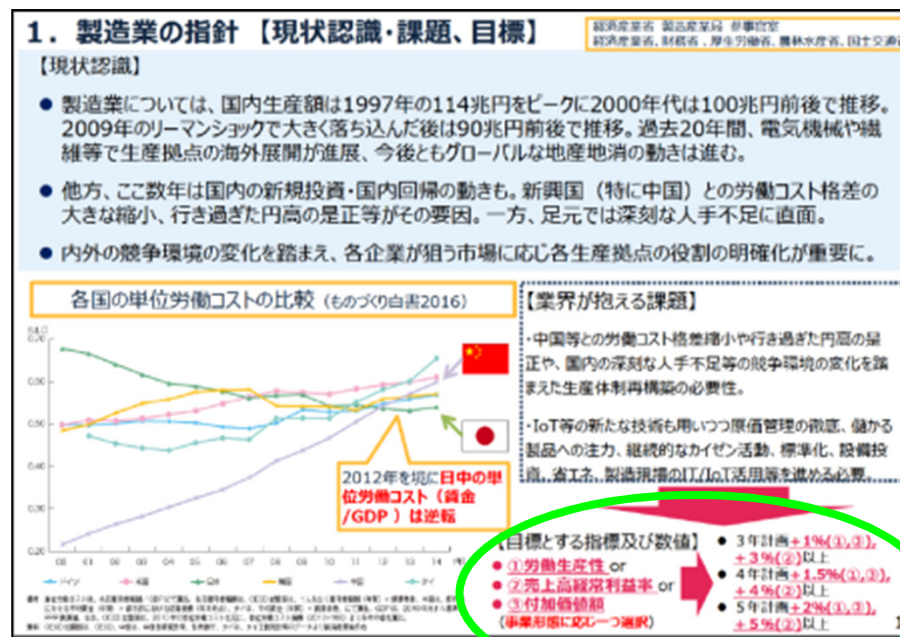
中小企業等経営強化法では、事業分野を所管する省庁において、基本方針に基づき、事業分野ごとに生産性向上の方法等を示した事業分野別の指針を策定することになっています。経営力向上計画に取組む事業分野において、「事業分野別指針」が策定されている場合、当該指針を踏まえて策定いただく必要があります。

1-2. 事業分野別指針

- 事業分野別指針の概要(PDF形式: 2,385KB) (平成31年4月1日更新)
- 製造業(PDF形式: 2,366KB) (平成31年4月1日更新)
- 卸・小売業(PDF形式: 351KB) (平成30年7月11日更新)
- 外食・中食(PDF形式: 180KB) (平成30年7月11日更新)
- 旅館業(PDF形式: 183KB) (平成30年7月17日更新)
- 医療(PDF形式: 144KB) (平成30年11月19日更新)

2. 経営力向上計画⑫

□ ページ① 「事業分野別指針の概要について」の1～2ページ



1. 記載されている現状認識、課題等に関連づけた内容にできればベター
2. 右下に目標とするべき数値あり

2. 経営力向上計画⑬

□ ページ①

□ 4. 現状認識

①自社の事業概要

- ・自社の規模を入れて下さい(前ページ黄色丸内参照)

②自社の商品:サービス.....

- ・①市場、②顧客、③競合、④自社(強みー得意先に選ばれる理由、弱みー今解決したいこと)について記載してください。
- ・より具体的に、実名入りがベターです。

③自社の経営状況

- ・具体的に数字を入れて、財務分析してください。
- ・ローカルベンチマークはエクセルフォーマットの申請書についています。
2期分の決算結果の入力が必要です。
- * ローカルベンチマークについては以下のウェブサイトを参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/ 19

2. 経営力向上計画⑭

- ページ①
- 5. 指標の計算にはご注意ください。

【指標の計算について】
労働生産性＝
（営業利益＋人件費＋減価償却費）
÷
労働投入量（労働者数又は労働者数
×1人当たり年間就業時間）

➤ なお、ローカルベンチマークで算出される労働生産性とは、計算式が異なり
ますのでご留意下さい。

➤ 伸び率の計算式の分母Aは絶対値です。

2. 経営力向上計画⑮

□ ページ②

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

6. 経営力向上の内容

(1) 既に有する経営資源を利用する場合 図・表

(2) 他の事業等から取得した又は創設された経営資源を利用する場合 図・表

(3) 具体的な実施事項

事業分野別指針の記載	実施事項の記載	事業分野別指針の記載
イ(1)	【多能工化及び機械の多台持ちの促進】	イ(1)
イ(2)	【設備投資の促進】	イ(2)
イ(3)	【新事業活動の促進】	イ(3)
イ(4)	【新事業活動の促進】	イ(4)
イ(5)	【新事業活動の促進】	イ(5)
イ(6)	【新事業活動の促進】	イ(6)
イ(7)	【新事業活動の促進】	イ(7)
イ(8)	【新事業活動の促進】	イ(8)
イ(9)	【新事業活動の促進】	イ(9)
イ(10)	【新事業活動の促進】	イ(10)
イ(11)	【新事業活動の促進】	イ(11)
イ(12)	【新事業活動の促進】	イ(12)
イ(13)	【新事業活動の促進】	イ(13)
イ(14)	【新事業活動の促進】	イ(14)
イ(15)	【新事業活動の促進】	イ(15)
イ(16)	【新事業活動の促進】	イ(16)
イ(17)	【新事業活動の促進】	イ(17)
イ(18)	【新事業活動の促進】	イ(18)
イ(19)	【新事業活動の促進】	イ(19)
イ(20)	【新事業活動の促進】	イ(20)
イ(21)	【新事業活動の促進】	イ(21)
イ(22)	【新事業活動の促進】	イ(22)
イ(23)	【新事業活動の促進】	イ(23)
イ(24)	【新事業活動の促進】	イ(24)
イ(25)	【新事業活動の促進】	イ(25)
イ(26)	【新事業活動の促進】	イ(26)
イ(27)	【新事業活動の促進】	イ(27)
イ(28)	【新事業活動の促進】	イ(28)
イ(29)	【新事業活動の促進】	イ(29)
イ(30)	【新事業活動の促進】	イ(30)
イ(31)	【新事業活動の促進】	イ(31)
イ(32)	【新事業活動の促進】	イ(32)
イ(33)	【新事業活動の促進】	イ(33)
イ(34)	【新事業活動の促進】	イ(34)
イ(35)	【新事業活動の促進】	イ(35)
イ(36)	【新事業活動の促進】	イ(36)
イ(37)	【新事業活動の促進】	イ(37)
イ(38)	【新事業活動の促進】	イ(38)
イ(39)	【新事業活動の促進】	イ(39)
イ(40)	【新事業活動の促進】	イ(40)
イ(41)	【新事業活動の促進】	イ(41)
イ(42)	【新事業活動の促進】	イ(42)
イ(43)	【新事業活動の促進】	イ(43)
イ(44)	【新事業活動の促進】	イ(44)
イ(45)	【新事業活動の促進】	イ(45)
イ(46)	【新事業活動の促進】	イ(46)
イ(47)	【新事業活動の促進】	イ(47)
イ(48)	【新事業活動の促進】	イ(48)
イ(49)	【新事業活動の促進】	イ(49)
イ(50)	【新事業活動の促進】	イ(50)
イ(51)	【新事業活動の促進】	イ(51)
イ(52)	【新事業活動の促進】	イ(52)
イ(53)	【新事業活動の促進】	イ(53)
イ(54)	【新事業活動の促進】	イ(54)
イ(55)	【新事業活動の促進】	イ(55)
イ(56)	【新事業活動の促進】	イ(56)
イ(57)	【新事業活動の促進】	イ(57)
イ(58)	【新事業活動の促進】	イ(58)
イ(59)	【新事業活動の促進】	イ(59)
イ(60)	【新事業活動の促進】	イ(60)
イ(61)	【新事業活動の促進】	イ(61)
イ(62)	【新事業活動の促進】	イ(62)
イ(63)	【新事業活動の促進】	イ(63)
イ(64)	【新事業活動の促進】	イ(64)
イ(65)	【新事業活動の促進】	イ(65)
イ(66)	【新事業活動の促進】	イ(66)
イ(67)	【新事業活動の促進】	イ(67)
イ(68)	【新事業活動の促進】	イ(68)
イ(69)	【新事業活動の促進】	イ(69)
イ(70)	【新事業活動の促進】	イ(70)
イ(71)	【新事業活動の促進】	イ(71)
イ(72)	【新事業活動の促進】	イ(72)
イ(73)	【新事業活動の促進】	イ(73)
イ(74)	【新事業活動の促進】	イ(74)
イ(75)	【新事業活動の促進】	イ(75)
イ(76)	【新事業活動の促進】	イ(76)
イ(77)	【新事業活動の促進】	イ(77)
イ(78)	【新事業活動の促進】	イ(78)
イ(79)	【新事業活動の促進】	イ(79)
イ(80)	【新事業活動の促進】	イ(80)
イ(81)	【新事業活動の促進】	イ(81)
イ(82)	【新事業活動の促進】	イ(82)
イ(83)	【新事業活動の促進】	イ(83)
イ(84)	【新事業活動の促進】	イ(84)
イ(85)	【新事業活動の促進】	イ(85)
イ(86)	【新事業活動の促進】	イ(86)
イ(87)	【新事業活動の促進】	イ(87)
イ(88)	【新事業活動の促進】	イ(88)
イ(89)	【新事業活動の促進】	イ(89)
イ(90)	【新事業活動の促進】	イ(90)
イ(91)	【新事業活動の促進】	イ(91)
イ(92)	【新事業活動の促進】	イ(92)
イ(93)	【新事業活動の促進】	イ(93)
イ(94)	【新事業活動の促進】	イ(94)
イ(95)	【新事業活動の促進】	イ(95)
イ(96)	【新事業活動の促進】	イ(96)
イ(97)	【新事業活動の促進】	イ(97)
イ(98)	【新事業活動の促進】	イ(98)
イ(99)	【新事業活動の促進】	イ(99)
イ(100)	【新事業活動の促進】	イ(100)

「事業承継等の促進」
事業承継等を行う取組を行う場合には、該当する実施事項の欄に、以下の①～⑩のうち、該当する行為を記載してください。（事業承継等を行わない場合には、記載してください。）

①吸収合併 ②新設合併 ③吸収分割 ④新設分割
⑤株式交換 ⑥株式移転 ⑦事業又は資産の譲受け
⑧株式又は持分の取得 ⑨事業譲渡組合、企業譲渡
又は出資組合の設立

⑪事業承継等の促進
事業承継等を行う取組を行う場合には、該当する実施事項の欄に、以下の①～⑩のうち、該当する行為を記載してください。（事業承継等を行わない場合には、記載してください。）

①吸収合併 ②新設合併 ③吸収分割 ④新設分割
⑤株式交換 ⑥株式移転 ⑦事業又は資産の譲受け
⑧株式又は持分の取得 ⑨事業譲渡組合、企業譲渡
又は出資組合の設立

□ 6. (3) 具体的な実施事項

・事業分野別指針(右下)から該当する項目を選び、その番号を入れて下さい。

例: イ(1) 多能工化及び機械の多台持ちの促進

ホ(1) 設備投資

1. 製造業の指針【実施事項について】

● 深刻な人手不足の下、IoT等も活用して競争力の源泉たる「強い現場」をさらに伸ばす経営が重要。

自社の強みを直接支える項目

イ. 従業員等に関する事項

(1) 多能工化及び機械の多台持ちの促進

(2) 人的な改善促進の奨励

ロ. 製品・製造工程に関する事項

(1) 実用設備の把握とこれを踏まえた稼働の実行

(2) 製品の設計、開発、製造及び販売の各工程を通じた費用の削減

自社の強みをさらに伸ばす項目

ハ. 設備投資並びにITの導入等に関する事項

(1) 設備投資

(2) ITの導入又は活用

(3) ITの導入

(4) 設備投資等が製品の品質及び製品一単位当たりの製造費用に大きな影響を及ぼす分野に関する設備事項（設備、化学、電子・電気、電気、航空・宇宙、新機械等）

ヘ. 省エネルギーの推進に関する事項

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

小規模製造業（20人未満）
イ(1)～イ(3) から1項目以上
ホ(1)～ホ(3) から1項目以上

中規模製造業（20～300人未満）
イ(1)～イ(3) から2項目以上
ホ(1)～ホ(3) から2項目以上

大規模製造業（300～2000人未満）
イ(1)～イ(3) から3項目以上
ホ(1)～ホ(3) から3項目以上

ページ③

2. 手続き方法 ①経費力向上計画の策定

(2)申請様式の記載方法

ア 経費力向上を実施するために必要な資金の種類とその調達方法

| 実施事項 | 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額（千円） |
|------|--------------|--------|--------|
| アイ | 印刷機購入費用、紙料費用 | 自己資金 | 10,000 |
| イ | 労働者賃金増額 | 自己資金 | 10,000 |
| エ | 設備整備 | 自己資金 | 10,000 |
| オ | 分析装置 | 融資 | 25,000 |

カ 経費力向上設備等の種類

| 設備
項目 | 取得
年月 | 利用を想定する
いんてき支援事業 | 設備等のもとの名称 | 所在地 |
|----------|----------|-----------------------------|-----------|--------|
| 1 クレーン | 1987年 | 国・愛知支援センター／レーザ加工マシン／METALOG | | ●●県〇〇市 |
| 2 ワークベンチ | 1989年 | 国・愛知支援センター／BMC0002 | | ●●県〇〇市 |
| 3 ワークベンチ | 1989年 | 国・愛知支援センター／BMC0003 | | ●●県〇〇市 |

キ 設備等の種類

| 設備等の種類 | 年数（千円） | 数量 | 金額（千円） | 証明書の支番号 |
|--------|--------|----|--------|---------------|
| 機械設備 | 5,000 | 2 | 10,000 | B2456 |
| ソフトウェア | 5,000 | 2 | 10,000 | B2456 添付書類に記号 |
| 器具備品 | 10,000 | 3 | 30,000 | B2456 添付書類に記号 |

ク 設備等の種類別小計

| 設備等の種類 | 数量 | 金額（千円） |
|--------|----|--------|
| 機械設備 | 2 | 10,000 |
| ソフトウェア | 1 | 10,000 |
| 器具備品 | 3 | 30,000 |
| 合計 | 6 | 50,000 |

ケ 経費力向上計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

「経費力向上計画」の実施事項ごとの記入（ア～エ）に記載してください。

「取得・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な使用・用途を記載してください。

➢ 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。なお、同一の使用・用途であっても、複数の資金調達方法により資金が調達される場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

コ 経費力向上設備等の種類

➢ 税制措置を活用する場合、この欄に記載します。

➢ 「取得年月」欄には、設備取得予定年月を記載して下さい。

➢ 「利用を想定している支援措置」（固定資産税特別、国庫A型、国庫B型）に○を付けて下さい。

➢ 「所在地」欄には、当該設備の設置予定地（都道府県名・市区町村名）を記載して下さい。

※ 同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる場合には、列を分けて記載して下さい。

サ 各番号の設備の情報を続けて記載して下さい。

➢ 「設備等の種類」欄には、各設備の減価償却資産の種類を記載して下さい。

➢ 「証明書等の文書番号」欄には、添付する①工事会等の証明書の整理番号や、②経済産業局の確認書の文書番号を記載して下さい。

※ ①の欄方を添付している場合は、両方の番号を記載して下さい（固定資産税特別と国庫B型の利用を想定している場合）。

➢ 「設備等の種類別小計」欄には、各設備等の種類別に数量、金額の小計を記載して下さい。

[illegible]

経営革新計画



3. 経営革新計画①

- 中小企業・小規模事業者等が新たな事業活動を行う時の経営改善支援策。
- 経営革新計画を作成し、各都道府県知事又は国の承認を受けると、金融支援等の措置を受けることができます。
- 対象事業：
 - ①新製品の開発や生産
 - ②新役務(サービス)の開発や提供
 - ③商品の新たな生産方式や販売方式の導入
 - ④役務(サービス)の新たな提供方法やその他の
新たな事業活動
- 中小企業等経営強化法：平成28年7月施行(3法統合)
- 平成28年度(2016年)実績：**5,158件(累計68,371件)**
- 申請から認定まで約30～45日掛ります。

3. 経営革新計画②

□ 「新たな事業活動」の定義について

同地域、同業種で相当数導入されていないならば、全く新たな事業活動でなくても承認の対象となります。

□ 「新たな事業活動」も該当しない例

- ・既存商品を既存の販売方法を用いて販売エリアを拡大する事業
- ・既存製品を新たな設備を導入して生産効率を向上させるだけの事業
- ・新商品を開発したが、テストマーケティング等を行っておらず、売れる見通しが立っていない事業
- ・フランチャイズや代理店に加盟するだけの事業
- ・開発・販売に必要な許認可等未取得していない事業

3. 経営革新計画③

□ 計画目標(3～5年)

| 計画終了時 | 「付加価値額」又は「1人当たり付加価値額」の伸び率 | 「経常利益」の伸び率 |
|---------|---------------------------|------------|
| 3年計画の場合 | 9%以上 | 3%以上 |
| 4年計画の場合 | 12%以上 | 4%以上 |
| 5年計画の場合 | 15%以上 | 5%以上 |
| | 年率3%以上 | 年率1%以上 |

- 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
- 経常利益＝営業利益－営業外費用(支払利息・新株発行費等)
* 営業外収益は含まない
- 伸び率は申請直近期末の実績からの伸び率

3. 経営革新計画④

□ 支援措置内容

(1)保証・融資の優遇措置

- ①中小企業信用保証法の特例
- ②日本政策金融公庫の特別利率による融資制度
- ③高度化融資制度
- ④食品流通構造改善促進機構による債務保証

(2)海外展開に伴う資金調達の支援措置

- ①スタンバイ・クレジット制度
- ②中小企業信用保険法の特例
- ③日本貿易保険(NEXI)による支援措置

3. 経営革新計画⑤

(3) 投資・補助金の支援措置

- ①企業支援ファンドからの投資
- ②中小企業投資育成株式会社からの投資
- ③経営革新関係補助金⇒ものづくり補助金(加点項目、補助率アップ)

(4) 販路開拓の支援措置

- ①販路開拓コーディネート事業
- ②新価値創造展

(5) その他優遇措置

- ①特許関係料金減免制度

＊計画の承認後、利用を希望する支援策実施期間の審査が必要。

3. 経営革新計画⑥

□ 支援措置内容の例

(1) 保証・融資の優遇措置

① 中小企業信用保証法の特例

| 対象 | 通常 | 別枠 |
|-------|------------------------|--------------------|
| 普通保証 | 2億円 | 2億円 |
| 無担保保証 | 8,000万円(内特別小口:2,000万円) | 8,000万円(同:2,000万円) |

② 日本政策金融公庫の低利融資制度(基準金利は平成29年6月現在)

| | 中小企業事業 | | 国民生活事業 |
|------|------------------------------|--|------------------------------|
| | 新事業活動促進資金 | 新事業育成資金 | 新事業活動促進資金 |
| 貸付限度 | 7億2千万円(2億5千万円) | 6億円 | 7,200万円(4,800万円) |
| 貸付利率 | 基準利率(1.21%)より▲0.65% | 基準利率(1.21%)より▲0.65% | 基準利率(1.76%)より▲0.65% |
| 貸付期間 | 設備資金20年以内、運転資金7年以内(据置期間2年以内) | 設備資金20年以内(据置期間5年以内)、運転資金7年以内(据置期間2年以内) | 設備資金20年以内、運転資金7年以内(据置期間2年以内) |

3. 経営革新計画⑦

□ 支援措置内容の例

(2) 海外展開に伴う資金調達の支援措置

① スタンドバイ・クレジット制度

日本政策金融公庫が提携する海外金融機関に対して信用状を発行。

② 中小企業信用保険法の特例

保証金額の限度額の引き上げ。

3. 経営革新計画⑧

(3) 投資・補助金の支援措置の例

② 中小企業投資育成株式会社からの投資

通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、
資本金額が3億円を超える株式会社(中小企業)も中小企業
投資育成(株)から投資を受けられます

(5) その他優遇措置の例

① 特許関係料金減免制度

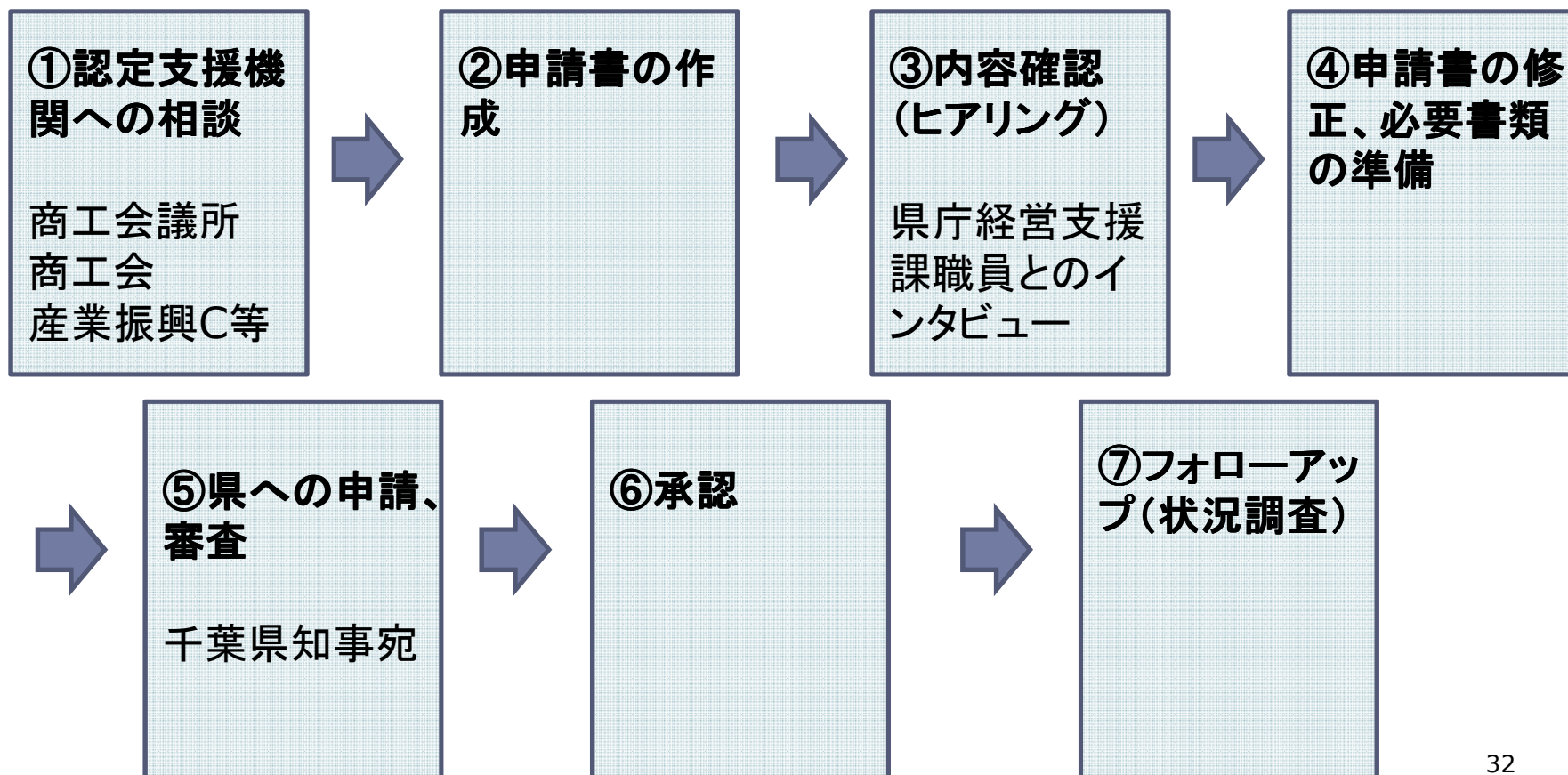
* 計画の承認後、利用を希望する支援策実施期間の審査が必要。
以下の費用が半額となります。

審査請求料

特許料(第1年～10年分)

3. 経営革新計画⑨

- 申請の流れ(千葉県)
- 以下の③から⑤で1~2か月



3. 経営革新計画⑩

□ 申請書類一覧(各書類の詳細はガイドブック参照)

①申請書(様式1、別表1～6) 4部

設備投資がある場合(別表5)は見積書、積算根拠書類を3部添付

②定款(法人の場合) 1部

原本コピーに代表者による原本証明(代表者印を押印)

③履歴事項全部証明書(個人の場合は住民票) 1部

④最近2期間(直近期末とその1期前)の確定申告一式 各1部

決算書、経費明細等付属明細書含む

⑤最近2期間(直近期末とその1期前)の決算書 各2部

B/S、P/L、製造原価報告書等(決算直後は試算表)

⑥事業内容書(会社経歴書、パンフレット等) 3部

⑦その他、経営革新計画に係る資料(図面、特許等) 3部

3. 経営革新計画⑪

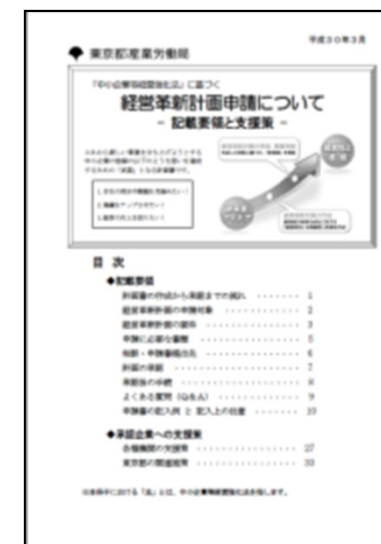
- 申請書の様式
- 各都道府県により申請内容等が異なりますので、必ず提出先都道府県資料を使ってください。

- 千葉県

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/keieikakushin/shiryou.html>

- 東京都

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/keiei/kakushin/>



3. 経営革新計画⑫

□ 申請書記載のポイント①:ガイドブックからの抜粋

□ 承認のポイント

①今後提供できる**商品やサービスの内容**が明確で、代表者が具体的に説明できるか？

②**計画における取組み内容**が明確で、代表者が具体的に説明できるか？

③**現在の事業とは異なる点**が明確であるか？

④**当社や業界の課題等と課題解決に向けた取組み**が対応しているか？

⑤**取組み内容の独自性、新規性、革新性**が明確であるか？

⑥**新事業と類似の事業を行っている他社との差別化や競争優位性**が明確であるか？

⑦**売上や経費の積算根拠**を具体的に説明できるか？

3. 経営革新計画⑬

- 申請書記載のポイント②: 様式1
- 住所は登記簿の本店所在地と一致させる
- 法人の場合は登記してある代表印(丸印)と押印
- 個人の場合は実印を押印
- 全て片面印刷

様式1

以下、青文字は記入例

経営革新計画に係る承認申請書

平成31年5月31日

千葉県知事 鈴木 実樹 様

各月の提出ノ印日を入力

経営革新計画承認申請書の
記載と合わせる

千葉県中央区市橋町一丁目1番
株式会社★
代表取締役 千葉 太郎

個人事業主は登記簿の
記載と合わせる

個人の場合: 代表者印
個人の場合: 実印

中小企業等経営強化法第8条第1項の規定により、別添の計画について承認を受けたいので申請します。

22

3. 経営革新計画⑭

- ❑ 申請書記載のポイント③: 別表1/1～4
- ❑ 別表1は5～10枚程度
- ❑ 具体的に記述する
- ❑ 新たな項目を付け加えても構いません

- ❑ ①申請者の概要
- ❑ ②認定支援機関
- ❑ ③現在の事業内容
- ❑ ④過去の経営革新計画の承認実績

(別表1)

■ 経営革新計画

1 申請者の概要

| | | | |
|-------|---------------------------|---------|-------------------|
| 企業名 | 株式会社東洋 | 法人番号 | 平成29年4月 |
| 代表者 | 代表取締役 伊藤 太郎 | 業 務 種 別 | 製造業 |
| 本社所在地 | 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 | 支 店 数 | 2カ所 |
| 電 話 | 03-XXXX-XXXX | Eメール | info@hishio.co.jp |

2 認定支援機関

| | | | |
|-------|---------------|------|-------------------|
| 機 関 名 | イノベーション推進センター | 担当部署 | 経営 |
| 電 話 | 03-XXXX-XXXX | Eメール | info@hishio.co.jp |

3 現在の事業内容

| | | | |
|-----------------------------------|---------------------------|--------------|--------------------------|
| 中核事業種別 | 食品加工・製造業 | 中核製品(2品目) | 2品目 |
| 取 扱 品 名 | 高級和牛ステーキ、和牛の加工品、食品製造用包装材 | | |
| 取 扱 品 名 | 和牛の加工品、和牛の加工品 | | |
| 最近3年間の売上、利益状況、製造状況(平成29年12月31日現在) | | | |
| 売 上 高 | 100,000千円
(前年比 100.0%) | 営業利益 | 20,000千円
(前年比 100.0%) |
| 経常利益率
(%) | 20.0% | 経常利益率
(%) | 20.0% |

4 過去の経営革新計画の承認実績(経営者のみ、選定の計画を記載)

| | |
|------------|---------------------------------|
| 承認年月日 | 平成29年8月1日 |
| 計画期間 | 平成29年8月1日～平成29年12月31日(4年計画) |
| 経営革新計画のテーマ | 高級和牛ステーキの食品製造用包装材設置の開始による収益性の向上 |
| 計画の概要 | ① 新製品の開発又は生産 |

3. 経営革新計画^⑮

- 申請書記載のポイント④: 別表1/5-1～2
- ⑤経営革新計画の内容
 - 1. 当社の概要や現状等
 - 2. 経営計画の背景・課題
(既存事業の課題など)
- 次ページ
- 3. 問題解決に向けた経営革新計画の内容、特徴(独自性、新規性、革新性)

5 経営基幹計画の内容

| | | | |
|------------|-----------------------------|---------------------|---|
| 経営基幹計画のテーマ | ▲▲○○○プロジェクトの開発と開発による新規顧客の開拓 | ※東京支店の閉鎖
※決算月一歩前 | 新製品は一回、同時にポッドアップバージョン「本製品のデザイン」を発売する予定。 |
| 事業の種類 | ① 新製品の開発又は生産 | | |
| 計画期間 | 平成31年7月～平成34年3月（4年計画） | | |

経営基幹の内訳及び既成事業との相違点

- ① 社長の経営環境認識

当社は平成21年に創業された。主業市に本社を置き、市街地を中心、県内各所に支店・工場を有している。少量受発注型の多品種小ロット生産の体制と製造からスタートし、後に仕向品目別品の製造で食品製造用機器製造業の発展に成功した。事業分野を拡大してきた。さらに、これまでの経理／ノウハウを開拓可能な分野として、近年は○○○市場の小ロット開発に意図を集中させている。

既成分野は、①○○○事業、②△△△事業、③食品製造用機器製造業の設置などの事業の成長があり、最近追加された食品事業部は、それぞれ約○○％、○○％、○○％の利益率をあげている。

特に④○○○事業は、ゲームなどの汎用部品は数年前より手調達しているが、競争激化に伴って他社に開発を譲っており、その代償としてのノウハウを費していることなど今後の懸念となっており、利益率も低い。

今後、これら既成事業の国内市場縮小傾向は継続すると見込んでいるが、輸出は関係に影響する見込みであり、今年の新規事業と交換効果により、年々より有利な増収を見込んでいく。
- ② 経営基幹計画の策定・開削（既成事業の補強含む）

当社は毎年恒例に○○に関する技術の開発（特許）し、▲▲○○プロジェクトを開発し、世界各国にある企業家を対象に展示会・販売会を行っている。また、その特許権を活用し、他業・他国に対する○○の特許、大型型機への○○の特許を開発している。高品質なモノづくり・優秀なサービスとして、○○業界や▲▲業界から好評を得て、シェアは約○○％である（年度別の生産数は別添付）。

〈特許：第○○○○○○号、発明の名義：▲▲○○、特許権者：氏名伏せ〉

以下に今後の主要な活動内容を説明する。

（具体的な機種の開発を記載）

< ▲▲○○プロジェクトの発展と実施計画 >

年度 1

年度 2

通称、当社のこれまでプロジェクトは、先立って○○月に作成したものでもある。しかし、現状においては、特に○○月のみならず、ネオタイプによる価値へ○○という認知も出てきている。

当社は特許権を無償○○○に利用して、「○○における価値を創造し、○○の価値を生産すること」というコンセプトを通じて、この認識を伝えようとしている。当社の経営理念は、「顧客の○○に○○の価値を創造すること」。その経営理念を達成するため、▲▲××産業には○○を使用することです。プロジェクトを進め、文化普及及び顧客満足向上に貢献できる商品を開発することに重点を置いている。

当社の将来に期待される投資を利用し、これを活用して、○○で研究を経て、○○○○○以上の新規事業を開発したい。その過程の保護に甘んじることなく、これらの投資の積み上げをベースに、顧客○○式の製品を開発し、計画的に年々の新製品を開発し、事業の強化に向けた推進力を提供していく。このため、

3. 経営革新計画⑬

- ❑ 申請書記載のポイント⑥: 別表1/5-4
- ❑ 4. 今後の事業展開
- ❑ 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
- ❑ 経常利益: 資金調達に係る財務活動に係る費用(支払利息、新株発行費等)を含み、本業との関連性の低いもの(有価証券売却益、賃貸収入等)は含みません。
- ❑ 現状とは、直近期末、申請時点で確定申告した決算期の事を示します。

④ 事業運営体制の強化

4-1 営業・メンザ協会の活用・育成
 自社による顧客・メンザ活用を強化するため、若い人材を正社員として採用し、教育を行う計画である。採用は2年度から予定し、事業展開状況に伴い、採用数を拡大する。3年度には営業部門の協力を求める計画である。

4-2 協賛者の活用・育成
 顧客の要望に応じた製品の機能追加、仕様改良が求められるため、ロボット製造の経験のある人材を採用し、自社の開発・設計体制を強化する。採用時期は1年度に1名、2年度に2名を予定している。また、新規事業に人材を投入するため、既存事業からの転属転出を行う。

(5) 計画を実施した結果はどのようなものか

① 当社のメリット
 新製品の販売により、新規顧客の開拓および利益の拡大が見込まれる。新製品は既存の製品との関連性が高いが、ロボットの統合メーカとして既存製品との相乗効果も見込める。また、メンザシステムも内製化することから、製造・販売・保守サービス企業としての企業イメージの向上が期待できる。

② 新製品を取り巻く環境変化のメリット
 ○○分野でのロボット製品のラインナップが増加することで、競合他社との差別化が可能となる。

③ オンラインサービスである○○業界の○○の業務改善
 当該新製品を採用することで、それまで●●●に対する処理は○○時間かかっていたが処理時間が、約30%短縮される。さらに、それまで煩雑だった処理を自動化することで、業務の効率化が実現できる。

4. 今後の事業展開

今回の計画で、当社において新たな取り組みとして行うメンザシステムの内製化については、1年度は営業や生産製造等自前体制構築に努めても適切なと見込んでいる。
 まずは営業用ロボットで稼働づくりを行い、それを基にカスタマイズしていくことで、将来的には全社的にメンザシステムでの売上比率を向上させ、収益性の多角化を図りたい。

| 経営の向上の施策をすすめる施策 | 現 状
(申請時の最近期末) | 計画終了時の目標値 | 伸び率
(小數点第2位まで) |
|----------------------------|-------------------|--------------|-------------------|
| ① 付加価値額 | 1.1兆、3,040千円 | 1.8兆、6,000千円 | 57.7% |
| ② 一人あたり付加価値額 | 4,732千円 | 7,177千円 | 51.6% |
| ③ 経常利益 (経常利益総額) | 0、000千円 | 4,000千円 | 51.1% |
| 人 員 数 | 現 状
(申請時の最近期末) | 計画終了時の目標値 | |
| 1 従業員数 | 25人 | 26人 | |
| 2 労働生産性 (1人あたり付加価値額) | 69、82% | 53、27% | |
| 3 経 営 効 率
(売上総利益率、人件費率) | 18、15% | 21、92% | |

注: 各指標については、別表3の時期・金額と一致させること。
 「経営の向上の施策をすすめる施策」の項目番号は、別表3の確定科目の番号と一致している。

(伸び率の計算方法)
 A: 申請時の最近期末値 B: 計画終了時の目標値
 伸び率 (%) = (B - A) ÷ A × 100 例: A: 100 B: 120 伸び率 = 20%

3. 経営革新計画⑬

- 申請書記載のポイント⑦: 別表2
- 右赤丸⇒別表1の5-3課題解決に向けた経営革新計画の内容、特徴に合わせた番号を振ってください。1、1-1、1-2のように段階を分けて振ってください。
- 実施時期: 初年度第1四半期⇒1-1
第2年度第3四半期⇒2-3
- 実績は計画作成時は記入不要です。

■ 実施計画と実績 (別表2)

(実績欄は、申請段階では記載する必要はない。実施状況報告時に活用すること。)

| No. | 計 画 | | | 実 績 | | |
|-----|-------------------|----------|------|---------|------|----|
| | 実施・項目 | 計画年度 | 実施時期 | 計画年度 | 実施時期 | 実績 |
| 1 | 事業モデルの企画・開発 | | | | | |
| 1-1 | 商品企画 | 開発・企画・企画 | 随時 | 1-1 | | |
| 1-2 | 特許の取得 | 取得済 | 随時 | 1-4 | | |
| 1-3 | 新製品の開発・評価 | 開発・評価済 | 随時 | 1-1~1-4 | | |
| 1-4 | 商品開発の完了 | 開発・評価済 | 随時 | 1-1~1-4 | | |
| 2 | 事業モデルの製造 | | | | | |
| 2-1 | 製造方法の開発・コスト削減 | コスト削減 | 随時 | 1-4 | | |
| 2-2 | 新製品の生産 | 生産済 | 随時 | 1-4 | | |
| 2-3 | 商品の評価・改良 | 開発評価済 | 随時 | 1-1~1-4 | | |
| 2-4 | 製造コストの削減 | コスト削減 | 随時 | 1-1~1-4 | | |
| 3 | 事業展開戦略 | | | | | |
| 3-1 | 新規市場の開拓 | 売上高・コスト | 随時 | 1-1~1-4 | | |
| 3-2 | 新規顧客の開拓 | 売上高・コスト | 随時 | 1-1~1-4 | | |
| 3-3 | 新規販路の開拓 | 売上高・コスト | 随時 | 1-1~1-4 | | |
| 3-4 | 新規販路の開拓 | 売上高・コスト | 随時 | 1-1~1-4 | | |
| 4 | 事業運営体制の強化 | | | | | |
| 4-1 | 経営・マネジメント体制の強化・整備 | 人事体制 | 随時 | 1-1 | | |
| 4-2 | 経営体制の強化・整備 | 人事体制 | 随時 | 1-1 | | |

3. 経営革新計画^{①9}

- 申請書記載のポイント⑧: 別表3
- **黄色のセルのみ記入してください。赤セルは自動記入されます。**
- 人件費: ①売上原価の労務費
(福利厚生費、退職金等を含む)
②一般管理費の役員・従業員給与
福利厚生費、退職金関連費
③派遣労働者、短時間労働者の
給与を処理した外注費
* 算出できない場合は平均給与
- 減価償却費: ①減価償却費(繰延資産含)
②リース・レンタル費
- 従業員数: 勤務時間によって人数を調整

| ■ 経営計画 | | (単位：百万円) | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| ※ 数字は百万円、小数点以下は千円です。数字の単位は記載事項と必ず一致します。凡例は必ず要確認。
(※ 数字は百万円、小数点以下は千円です。数字の単位は記載事項と必ず一致します。凡例は必ず要確認。) | | | | | | | | | |
| | 1年度 | 2年度 | 第3年度 | 1年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | |
| 1. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1 |
| 2. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 2 |
| 3. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 3 |
| 4. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 4 |
| 5. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 5 |
| 6. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 6 |
| 7. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 7 |
| 8. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 8 |
| 9. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 9 |
| 10. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 10 |
| 11. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 11 |
| 12. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 12 |
| 13. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 13 |
| 14. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 14 |
| 15. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 15 |
| 16. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 16 |
| 17. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 17 |
| 18. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 18 |
| 19. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 19 |
| 20. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 20 |
| 21. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 21 |
| 22. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 22 |
| 23. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 23 |
| 24. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 24 |
| 25. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 25 |
| 26. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 26 |
| 27. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 27 |
| 28. 売上高 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | | | | | |

3. 経営革新計画②⑩

- 申請書記載のポイント⑨: 別表3-2
- 経営革新計画に係る設備投資計画及び運転資金計画を予定している場合は、**設備資金及び運転資金のうち経営革新計画に係るのみを記載した上で、別表5を記載してください。**

* 設備投資と運転資金の金額(赤丸内)は別紙5の金額と一致します。

* 又、添付する見積書又は積算根拠書類等とも数値が一致します。

■ 資金計画 (別表3-2)

※ 記入するものは、数値のみ記入してください。単位は円(千円未満は四捨五入)。

| 資金計画 | 資金計画の区分 | 資金計画の目的 | 年度 | | | | |
|--------|---------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | 1年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 設備資金計画 | 設備資金計画 | 設備資金計画 | | | | | |
| | | 設備資金計画 | | | | | |
| | | 設備資金計画 | | | | | |
| | | 設備資金計画 | | | | | |
| | | 設備資金計画 | | | | | |
| 運転資金計画 | 運転資金計画 | 運転資金計画 | | | | | |
| | | 運転資金計画 | | | | | |
| | | 運転資金計画 | | | | | |
| | | 運転資金計画 | | | | | |
| | | 運転資金計画 | | | | | |
| その他 | その他 | その他 | | | | | |
| | | その他 | | | | | |
| | | その他 | | | | | |
| | | その他 | | | | | |
| | | その他 | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

※ 各年度の数値は、別表5の「設備投資計画」と「運転資金計画」の数値と一致する。

| 設備資金計画 | 運転資金計画 | 設備資金計画 | 運転資金計画 |
|--------|--------|--------|--------|
| 設備資金計画 | 設備資金計画 | 設備資金計画 | 設備資金計画 |
| 設備資金計画 | 設備資金計画 | 設備資金計画 | 設備資金計画 |

※ 本表への記載は、当該事業の事業計画の作成を前提とするもので、数値の算出を目的とするものではありません。
 算出の数値は、当該事業の事業計画の正式な承認と審査が必要となります。
 なお、算出の数値の作成については、表から当該事業への確認を要する場合があります。

3. 経営革新計画②①

- ❑ 申請書記載のポイント⑩: 別表4
- ❑ 計画の実現可能性を示すために、計画を作った根拠を決算期ごとに具体的に記載してください。
- ❑ 各表が1枚で書ききれない場合は用紙を追加しても構いません。

■ 売上高等の変化理由
※ 前年度の売上高に比べて大きく変動する場合は、その理由も記載してください。

(1) 売上高の変化理由
※ 前年度の売上高に比べて大きく変動する場合は、その理由も記載してください。

(2) 経費の変化理由
※ 前年度の経費に比べて大きく変動する場合は、その理由も記載してください。

(3) 利益の変化理由
※ 前年度の利益に比べて大きく変動する場合は、その理由も記載してください。

(4) その他
※ 前年度の売上高、経費、利益に比べて大きく変動する場合は、その理由も記載してください。

(2) 売上高等の変化理由
※ 前年度の売上高に比べて大きく変動する場合は、その理由も記載してください。

(3) 経費の変化理由
※ 前年度の経費に比べて大きく変動する場合は、その理由も記載してください。

(4) 利益の変化理由
※ 前年度の利益に比べて大きく変動する場合は、その理由も記載してください。

(5) その他
※ 前年度の売上高、経費、利益に比べて大きく変動する場合は、その理由も記載してください。

3. 経営革新計画^{②②}

- 申請書記載のポイント⑪: 別表5～6
- 別紙5の数字は別紙3-2の数字を一致します。

| 【表数 5】 | | | | | | | | | |
|--|-----------------|---|-------------|----|---------------|--|--|--|--|
| ■ 設備投資計画 (経常事業計画に係るもの) | | | | | | | | | |
| [単位：千円] | | | | | | | | | |
| 設備投資名称 | 事業名
(関連する事業) | 購入年月期 | 単価
(円/台) | 数量 | 合計金額
(円/台) | | | | |
| サーバー | (商) ○〇社 | 平成32年12月期 | 5,000 | 1 | 5,000 | | | | |
| パソコン | (商) ××社 | 平成33年12月期 | 500 | 10 | 5,000 | | | | |
| ●●●●● 製造、加工機 | ●●●●● 製作 (商) | 平成33年12月期 | 40,000 | 1 | 40,000 | | | | |
| 〇〇〇設備 | (商) ○●社 | 平成33年12月期 | 35,000 | 1 | 35,000 | | | | |
| ▲▲▲、コンベア | (商) ▲▲社 | 平成34年12月期 | 35,000 | 1 | 35,000 | | | | |
| 合 計 | | | | | 75,000 | | | | |
| 注：購入年月期の欄には、機械設備を購入する計画年度を記入すること。(購入する月を記入するのではない) | | | | | | | | | |
| 例：平成〇〇年〇〇月期 | | | | | | | | | |
| 例：(別添1～5の「設備費表」)の欄に、各欄に一筆書きすること。 | | | | | | | | | |
| ■ 運転資金計画 (経常事業計画に係るもの) | | | | | | | | | |
| [単位：千円] | | | | | | | | | |
| 購入年月期 | 金額
(円/台) | 運転資金 | | | | | | | |
| 平成32年12月期 | 3,000 | D・V・D作成費 3,000 千円 | | | | | | | |
| 平成33年12月期 | 3,000 | 〇〇〇・ペーパー製造費 3,000 千円
ペーパー・ペーパー製造費 700 千円 | | | | | | | |
| 平成33年12月期 | 3,000 | ×××・ペーパー製造費 3,000 千円
ペーパー・ペーパー製造費 300 千円 | | | | | | | |
| 平成34年12月期 | 300 | ペーパー・ペーパー製造費 300 千円 | | | | | | | |
| 合 計 | 7,000 | | | | | | | | |
| 注：購入年月期の欄には、資金を購入する計画年度を記入すること。(購入する月を記入するのではない) | | | | | | | | | |
| 例：平成〇〇年〇〇月期 | | | | | | | | | |
| 例：(別添1～5の「運転資金表」)の欄に、各欄に一筆書きすること。 | | | | | | | | | |

34

(図表 6)

■ 経営革新計画の公表について

「経営革新計画」が承認された場合、承認内容を「中小企業経営革新奨励費」等により公表してよいでしょうが、また、承認申請書からホームページ等に公表してよいでしょうが、可能な場合は、公表してよい範囲について、該当する項目ごとに記入してください。

| 公表欄 | |
|---------|---|
| 公表可能 | ☐ ①、企業（組合）名 |
| | ☐ ②、代表者名 |
| | ☐ ③、業種名 |
| | ☐ ④、事業内容 |
| | ☐ ⑤、経営者、経営者の役割 |
| | ☐ ⑥、経営方針 |
| | ☐ ⑦、経営革新計画の内容（事業内容） |
| | ☐ ⑧、経営革新計画の内容（企業） |
| すべて公表不可 | |

■ 希望する支援策について

「経営革新計画」が承認された場合、活用を希望する支援策に○を付けてください。（複数希望可）

| 支 援 策 | |
|---|--|
| ☐ ① 表彰・奨励費（表彰資金） | |
| ☒ ② 政府系金融機関による低利融資 | |
| ☐ ③ その他官公廳制度（融資・基金） | |
| ☒ ④ 中小企業信用保証制度の無償 | |
| ☐ ⑤ 中小企業経営者支援株式会社等への利用 | |
| ☐ ⑥ 高度化融資制度 | |
| ☒ ⑦ 無利貸付金融制度 | |
| ☐ ⑧ 販路開拓コーディネート事業 | |
| ☐ ⑨ 製品・中小企業光栄づくり推進事業（市場開拓促進） | |
| ☐ ⑩ 販路・中小企業光栄づくり推進事業（販路・製品・製造、製造品等開拓促進） | |

3. 経営革新計画②③

- ❑ チェックリストを活用して抜けを防ぎましょう。
- ❑ 県庁職員とのヒアリングで使用します。

以下、専攻学は記入例

経営革新計画チェックリスト（形式要件及び計画内容）

作成年度： 2018年度

作成者： 専攻学

1. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

2. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

3. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

4. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

5. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

6. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

7. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

8. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

9. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

10. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

11. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

12. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

13. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

14. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

15. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

16. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

17. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

18. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

19. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

20. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

21. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

22. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

23. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

24. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

25. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

26. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

27. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

28. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

29. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

30. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

1. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

2. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

3. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

4. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

5. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

6. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

7. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

8. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

9. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

10. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

11. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

12. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

13. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

14. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

15. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

16. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

17. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

18. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

19. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

20. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

21. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

22. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

23. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

24. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

25. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

26. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

27. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

28. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

29. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

30. 経営革新計画の作成が完了しているか ☒ ☐

先端設備等導入計画



4. 先端設備等導入計画①

- 中小企業者が一定期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定。
- 認定を受けると地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を受けられます。
- 生産性向上特別措置法：2018年（平成30年）6月施行
- 2020年までの生産性革命・集中投下期間の特別措置
- **「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業が対応**
- 計画期間：3～5年
- **対象となる先端設備等**
 - ①機械装置、②器具備品、③測定工具及び検査工具
 - ④建設附属設備、⑤ソフトウェア

4. 先端設備等導入計画②

□ 目標となる指針と目標値

| 指針 | 目標値 |
|---|---------------|
| 労働生産性: (営業利益 + 人件費 + 減償) ÷
労働者数 (又は総労働時間数) | 基準年末比で年平均3%以上 |

- 事前に認定支援機関(商工会議所・商工会・中央会・金融機関等)の確認が必要です。
- 平成30年度(2018年度)認定実績数: **21,900件**

4. 先端設備等導入計画③

□ 支援内容

①税制支援：固定資産税の特例

当計画に従って取得する先端設備等について、新たに固定資産税が課される年度から3年間に限り、軽減措置を受けられます。

各市区町村が条例で定める**税率(0～1/2)**が適用されます。

| 対象設備 | 販売開始時期 | 単品額 |
|------------|--------|---------|
| 機械装置 | 10年以内 | 160万円以上 |
| 器具備品 | 6年以内 | 30万円以上 |
| 測定工具及び検査工具 | 5年以内 | 30万円以上 |
| 建物附属設備 | 14年以内 | 60万円以上 |

4. 先端設備等導入計画④

対象設備:①一定期間内に販売(中古は対象外)、②生産性(生産効率、エネルギー効率、精度など)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上

対象者:中小企業者等(資本金1億円以下の法人、常時使用する従業員が1000名以下の法人、個人)

- * 固定資産税は毎年1月1日時点に所有する資産に対して掛る税金
2019年に取得した設備は2020年1月1日時点に所有する資産として申告され、2020～2022年の3年間固定資産税を軽減されます。
- * 税額控除との併用が可能です。

4. 先端設備等導入計画⑤

②金融支援：中小企業信用保証法の特例

民間金融機関から融資を受ける際、普通保険等とは別枠で追加保証が受けられます。

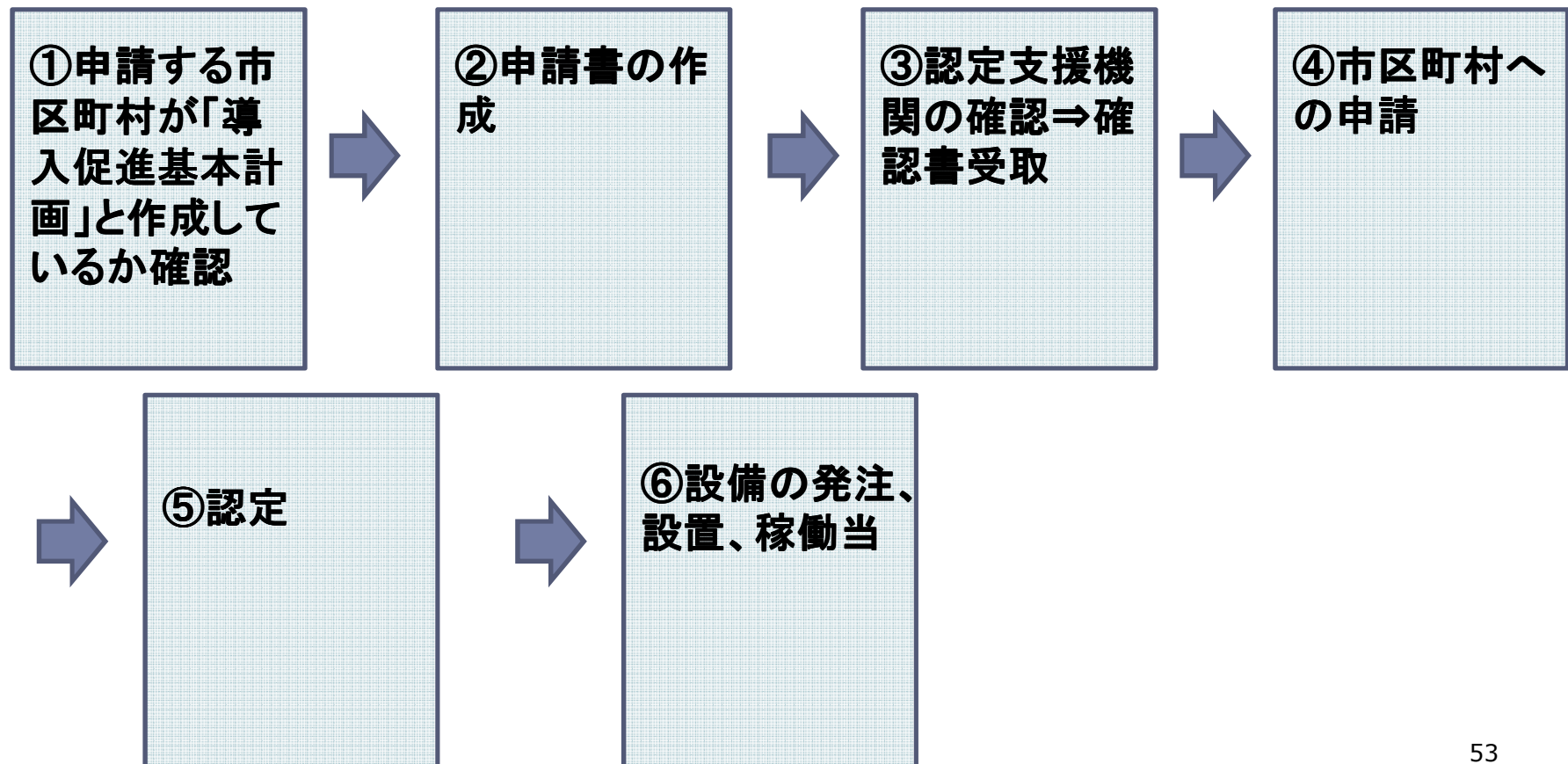
| 対象 | 通常 | 別枠 |
|-------|----------------------------|------------------------|
| 普通保証 | 2億円 | 2億円 |
| 無担保保証 | 8,000万円
(内特別小口:2,000万円) | 8,000万円
(同:2,000万円) |

信用保証協会の審査は別途受けることになります。

③ものづくり補助金の加点項目 & 補助率アップ

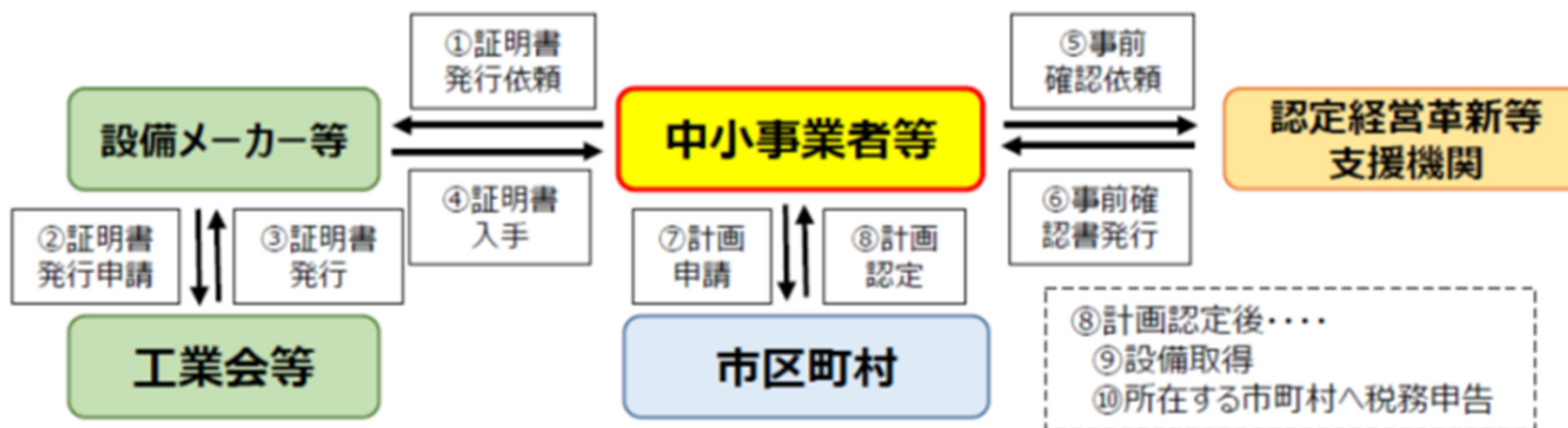
4. 先端設備等導入計画⑥

□ 申請の流れ



4. 先端設備等導入計画⑦

- ❑ 税制支援を受けるための申請の流れ
- ❑ 申請前に設備メーカー等経由で該当工業会等から生産性に関する証明書を取得してください。



- ❑ 工業会等への証明書依頼の書式は以下からダウンロードできます。
- ❑ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>
- ❑ 申請前に証明書を依頼したにも関わらず申請までに証明書が届かなかった場合でも、その後取得すれば賦課期日(翌年1月1日)までなら追加提出可能です。
- ❑ 所有権移転外リースの場合も該当します(手続きは別方法)。

4. 先端設備等導入計画⑧

- 申請書の書式
- 以下からダウンロードできます。
- <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>
- 右の赤丸部分の書類です。
- 申請書類

①申請書(原本)

②認定支援機関確認書

③その他(市区町村依頼分)

④返信用封筒(A4サイズの認定書が折らずにはいるサイズ、返信用宛名、切手貼付け必要)

⑤工業会証明書(写し): 税制支援を受ける場合

⑥誓約書: ⑤の追加提出を行う場合



4. 先端設備等導入計画⑨

- 申請書作成のポイント①
- 指示に従って記入してください。

4. 手続き方法 (1) 先端設備等導入計画の策定

(注) 以下の内容は一般的な記載方法を示したものです。申請先となる市区町村の導入促進基本計画やHP等をよく確認下さい。

申請様式の記載方法

(注) 以下の内容は一般的な記載方法を示したものです。申請先となる市区町村の導入促進基本計画やHP等をよく確認下さい。

先端設備等導入計画申請書の入手方法

➤ 申請様式類は以下のURLからダウンロードできます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>
 (中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 生産性向上特別措置法による支援 → 4.先端設備等導入計画について)

【様式第1 (申請書表紙)】

様式第1 (第4条関係)

先端設備等導入計画に係る申請書

平成 年 月 日

〇〇番 〇〇 〇〇 〇〇

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇番〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

あ び び 株式会社〇〇製作所

代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 様

生産性向上特別措置法第4条第1項の規定に基づき、特約の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

1 認定申請については、氏名を自署する場合は、捺印を省略することができます。

2 商標の氏名は、必ず正確に記入してください。

(記載事項)

申請書は以下の事項に従って、先端設備等導入計画の概要を記載し、生産性向上特別措置法第4条第4項の規定事項を添付することとなります。

申請書は、其後で先端設備等導入計画を記載する場合には、当該計画の代表事業者の住所及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の先端設備等導入計画当事者について、申請書の添付に事業更新を記載すること。

【別紙 (計画書)】

先端設備等導入計画

| | |
|-----------------------|-------------|
| 1 名称 | 〇〇株式会社 |
| 2 事業の概要又は名称 | 〇〇株式会社〇〇製作所 |
| 3 代表者の氏名 (事業主が法人の場合は) | 代表取締役 〇〇 〇〇 |
| 4 法人番号 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 |
| 5 事業主が法人の場合は | 1 法人番号 |
| 6 専任従事する従業員の数 | 10人 |
| 7 主たる事業 | 輸送用機械製造業 |

次ページへ

➤ <署名>は、先端設備等の所在地を管轄する市区町村長です。

➤ 官職名が記載されている場合は、氏名は省略しても差し支えありません。

➤ <申請者名>は、氏名を自署する場合は、捺印は省略できます。捺印する場合は、実印としてください。

➤ 共同申請の場合は、代表となる1社(者)について記載し、代表者以外の参加企業については、各自に住所、名称及び代表者の氏名を記載し、捺印してください。

➤ 認定申請書の提出の際に、(備考)及び(記載事項)は必要ありません。

<1.名称等>

➤ 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号(13桁)が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

➤ 主たる事業において、中小企業者の認定を行います。日本標準産業分類の中分類を記載してください。複数事業を行っている場合は、売上高や付加価値額・従業員数などの経営指標の割合が最も多くの割合を占める事業をさします。

copyright©2019 nomoto partners all right reserved

4. 先端設備等導入計画⑩

□ 申請書作成のポイント②

2. 計画期間

- ・3年、4年、5年のいずれかを選択

3. 現状分析

②自社の経営状況

- ・売上高、営業利益率、労働生産性などを2～3年比較して財務分析をしてください。
- ・その原因を市場、顧客、競合、自社(強み、弱み)を基に説明してください。
- ・その上で自社の課題(問題を解決するための方向性)を記載してください。

4. 手続き方法 (1) 先端設備等導入計画の策定

申請様式の記載方法

2. 計画期間
平成30年 8月 ～ 平成31年 7月

3. 現状分析
① 自社の事業概要
自動車部品の製造を事業の中核としつつ、電動工具の部品など、多品種小ロットの生産製品の製造を行う。
② 自社の経営状況
売上は平成28年3月期16,000千円、平成29年3月期18,000千円と増加しており、営業利益についても平成28年3月期1,200千円から平成29年3月期1,500千円と増加している。要因としては、先手番取引からの受注量の増加や、新製品を中心とした受注増加や新製品への対応による成果によるものである。一方で、旧年度設備投資を行っており、現在の生産性を大幅に向上させることは難しいこと、旧年度設備投資の効果が低く、新製品の開発や生産の向上を図るには限界があることが、今後、当社の生産性を高め、業績を伸ばしていくうえでの課題である。

4. 先端設備等導入の内容
(1) 事業の内容及び実施時期
① 具体的な取組内容
・現在の設備は導入から年数が経っており、今後の生産性に対応できないことから、新たに3Dプリンタを導入する。新しい設備の導入により、従来の生産性向上が実現できると見込まれ、生産期間の短縮が見込めることから、新機導入の計画も合わせて実施地に計画する。
・投資が実現し、新しい設備を導入する場合には品質を維持しているよう、新たに3次元測定器を導入して新機以外の従業員であっても品質をばらばらにしている状態を改善する。
・新たに導入する3Dプリンタ及び3次元測定器により、製造工程から検査工程までの工程が短縮され、これに合わせた新しい生産管理システムを導入する。
② 効果の予測
・新たに設備の導入により、より多くの受注に対応できるとともに、投資できる製品の幅も広がることから、競争的な新製品開発の計画にも取り組み、売上を増加を図る。
・新機導入が完了後、生産性が向上することへの対応及び人員の確保が今後の課題であるが、3次元測定器の導入による品質管理や、製造工程と検査工程の統合による生産性の向上により、新機導入以外の従業員であっても品質をばらばらにせず、新たな設備でもより多くの受注に対応できる体制を構築することにより、生産性の向上を実現することができる。

② 実施期間
計画開始の月から起算して、①3年(36ヶ月)、②4年(48ヶ月)、③5年(60ヶ月)のいずれかの期間を設定して記載して下さい。

③ 現状分析
① 現状は、自社の事業等について記載してください。
② 現状は、売上高等の財務指標や顧客の数、主力取引先企業の様子、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載してください。

④ 先端設備等導入の内容
① 「具体的な取組内容」欄は、実際に先端設備等導入し、行う取組の内容について記載してください。その際には取組を行う事業等について市町村が策定する基本計画における事業等の取組については、当該内容で記載されることとなります。
② 「効果の予測」欄は、先端設備等導入による効果について記載してください。

4. 先端設備等導入計画⑫

□ 申請書作成のポイント④

(2) 先端設備等導入による労働生産性向上の目標

・現状：計画開始直前期の実績

計画終了時：3～5年後

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

・直接生産もしくは販売又はサービスの提供に
関係する設備のみ。

・設備等の種類は5種類の減価償却資産にて
表示：①機械装置、②器具備品、③測定工具
及び検査工具④建設附属設備、⑤ソフトウェア

5. 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

・調達方法ごとに項目を分けて下さい。

copyright©2019 nomoto partners all right reserved

4. 手続き方法 (1) 先端設備等導入計画の策定

申請様式の記載方法

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

| 項目 | 計画開始直前期の実績 | 計画終了時の実績 | 計画終了時の目標 |
|-------|------------|-----------|----------|
| 労働生産性 | 8,000 円/人 | 8,500 円/人 | (B-A)/A |

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

| 設備名/型式 | 導入時期 | 数量 | 単価 | 総額 |
|-------------------|---------|----|--------------|--------------|
| 1. CNC装置/AAA-0123 | 2024年1月 | 1 | 10,000,000 円 | 10,000,000 円 |
| 2. 産業用ロボット/XYZ99 | 2024年1月 | 1 | 5,000,000 円 | 5,000,000 円 |
| 3. 産業用システム/ABC567 | 2024年1月 | 1 | 3,000,000 円 | 3,000,000 円 |
| 4. 測定工具 | 2024年1月 | 1 | 1,000,000 円 | 1,000,000 円 |
| 5. 建設附属設備 | 2024年1月 | 1 | 2,000,000 円 | 2,000,000 円 |

(4) 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

| 項目 | 金額 |
|-----------------|--------------|
| 1. 設備等の導入費用 | 21,000,000 円 |
| 2. 設備等の運搬費用 | 10,000,000 円 |
| 3. 設備等の設置費用 | 5,000,000 円 |
| 4. 設備等の廃棄費用 | 1,000,000 円 |
| 5. 設備等のメンテナンス費用 | 2,000,000 円 |
| 6. 設備等の修理費用 | 1,000,000 円 |
| 7. 設備等の保険料 | 1,000,000 円 |
| 8. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 9. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 10. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 11. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 12. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 13. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 14. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 15. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 16. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 17. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 18. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 19. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 20. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 21. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 22. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 23. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 24. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 25. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 26. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 27. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 28. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 29. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 30. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 31. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 32. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 33. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 34. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 35. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 36. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 37. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 38. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 39. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 40. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 41. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 42. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 43. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 44. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 45. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 46. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 47. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 48. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 49. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 50. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 51. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 52. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 53. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 54. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 55. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 56. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 57. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 58. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 59. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 60. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 61. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 62. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 63. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 64. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 65. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 66. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 67. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 68. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 69. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 70. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 71. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 72. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 73. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 74. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 75. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 76. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 77. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 78. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 79. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 80. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 81. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 82. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 83. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 84. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 85. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 86. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 87. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 88. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 89. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 90. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 91. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 92. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 93. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 94. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 95. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 96. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 97. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 98. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 99. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |
| 100. 設備等の廃棄処分費用 | 1,000,000 円 |

11

弊社支援内容



5. 弊社支援内容

- 弊社支援内容

- ①申請書作成の支援

- ②申請書作成後の計画実行の支援

- 支援の手数料

弊社ウェブサイトの価格リストのページをご確認下さい。